

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の通報
- ② 手続根拠 : 航空法第134条の3第2項
- ③ 手続対象者 : 当該通報を行おうとする者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせください
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせください
- ⑥ 手数料 : -----
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせください
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- ① 提出先 :
 - (1) 当該通報を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所
(連絡先) https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000058.html
 - (2) 当該通報を必要とする行為を行おうとする場所が本邦外の場合にあっては、
国土交通省航空局安全部安全政策課03-5253-8111 (内線50135)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : -----
- ② 標準処理期間 : -----
- ③ 不服申立方法 : -----